

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について（案）

＜指定申請事業者情報＞

指定を受けようとする 地域密着型サービスの種類		定期巡回・随時対応型訪問介護看護
申請者	名称	合同会社 ふくえい
	主たる事務所の所在地	新潟市南区上下諏訪木28番地2 田村ハイツA
	代表者の職名・氏名	代表社員 <small>ささがわ よしゆき</small> 笹川 義行
事業所	名称	みなみ定期巡回介護サービス
	所在地	新潟市南区上下諏訪木28番地2 田村ハイツA
	管理者	<small>おおくぼ しゅうせい</small> 大久保 秀星
	通常の事業の実施地域	南区

＜事業者指定を行う方針＞

指定（案）	上記の事業所について指定の申請があったため、介護保険法の規定に基づき、指定を行うことを提案します。
提案理由	南区を中心に、日中、夜間を通じて、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うとともに、必要に応じて訪問看護を提供することで、要介護高齢者の在宅生活を支えるサービス拠点を確保するため。
指定の根拠	<p>(1) 地域密着型サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスの種類及び地域密着型サービス事業を行う事業所ごとに行う。 （介護保険法（以下「法」という。）第78条の2第1項）</p> <p>(2) 指定を行うにあたり、法及び「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例」という。）により規定された人員、設備及び運営に関する基準を満たしている。 （法第78条の4第1項及び第2項、新潟市条例第89号）</p>
指定予定年月日	令和元年10月1日

<指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等>

基準	指定に係る審査項目	申請内容	審査結果
1 人員に関する基準	(1) 従業者の員数		
	① オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する者。）		
	ア 提供時間帯を通じて1以上確保するために必要な数を配置すること。	オペレーターとして常勤職員5名を配置し、提供時間帯を通じて1以上の配置となる勤務体制である	○
	イ 看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員）（以下「看護師、介護福祉士等」という。）であること。	5名全員が介護福祉士の資格を有する者である。	○
	ウ オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等であること。	5名全員が常勤の介護福祉士である。	○
	エ オペレーターは、専らその職務に従事する者であること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者から通報を受け付ける業務に従事できる。	5名全員が当該事業所の定期訪問介護員及び随時訪問介護員の職務を兼務している。	○
	② 定期巡回サービスを行う訪問介護員等		
	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置すること。	常勤の訪問介護員を5名確保し、定期の巡回に必要な数を配置している。	○
	③ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等		
	ア 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上配置すること。	常勤の訪問介護員を5名確保し、提供時間帯を通じて1以上の配置となる勤務体制である。	○
	イ 専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者であること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス、オペレーター又は同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	5名全員が当該事業所の定期訪問介護員及びオペレーターの職務を兼務している。	○
	④ 訪問看護サービスを行う看護師等【一体型の場合】		
ア 保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護職員」という。）は、常勤換算方法で2.5以上配置すること。	/	/	
イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を事業所の実情に応じた適当数配置すること。（配置しないことも可能である。）			

		ウ 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師であること。			
		エ 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者であること。			
		⑤ 計画作成責任者			
		看護師・介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事させること。	介護福祉士である者1名を計画作成責任者として選任している。	○	
	(2) 管理者				
		常勤であり、専らその職務に従事する者であること。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	常勤であり、当該事業所の定期訪問介護員、随時訪問介護員、オペレーターの職務を兼務している。	○	
2	設備に関する基準	(1) 設備及び備品等			
			① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えてあること。	当該事業専用の事務室、鍵付き書庫など、他の事業と区画された設備、備品を備えている。	○
			② 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができる通信機器等を備えなければならない。	利用者からの通報を受信し、迅速に対応できる通信機器（固定電話及び携帯電話）を備えている。	○
			③ 利用者に対して、援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、通信のための端末機器を配布していること。	利用者に配布する携帯型の端末機器を備えている。	○
3	運営に関する基準	(1) 運営規程			
			次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてあること。		
			① 事業の目的及び運営の方針	事業所の運営規程により、左記の①～⑧の項目が規定されていることを確認した。	○
			② 従業者の職種、員数及び職務の内容		
			③ 営業日及び営業時間		
			④ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額		
			⑤ 通常の事業の実施地域		
			⑥ 緊急時等における対応方法		
			⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法		
			⑧ その他運営に関する重要事項		
	(2) 勤務体制の確保等	従業者の勤務体制及び雇用について、勤務形態一覧表等により確認した。	○		
	利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてあること。				
	(3) 掲示				
	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	現地において、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制及び重要事項等が、事業所の玄関に掲示されていることを確認した。	○		

<p>(4) 苦情処理 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が講じられていること。</p>	<p>利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口を当該事業所内に設置し、苦情及び相談を受け付ける体制が整備されている。</p>	<p>○</p>
<p>(5) 事故発生時の対応 事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行える措置を講じておくこと。</p>	<p>損害賠償保険に加入していることを確認した。</p>	<p>○</p>
<p>(6) 地域との連携 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市町村職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（介護・医療連携推進会議）を設置すること</p>	<p>構成員は、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センター職員、当該事業について知見を有する者が決定している。利用者とその家族については、開設後に決定予定。</p>	<p>○</p>
<p>(7) 指定訪問看護事業者との連携【連携型の場合】 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、事業所ごとに、利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携していること。</p>	<p>「訪問看護ステーションたんぼ」及び「しろね訪問看護ステーション」と連携していることを契約書で確認した。</p>	<p>○</p>

次のいずれかに該当するときは指定をしてはならない。

(介護保険法第78条の2第4項)

- (1) 法人でない
- (2) 人員基準が未達
- (3) 設備・運営基準に従った適正な運営ができないと認められる
- (4) 事業所が市町村の区域外にあり、その市町村長の同意を得ていない
- (5) 禁固以上の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (6) 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律により罰金刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (7) 労働法規により罰金の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (8) 社会保険料等について滞納処分を受け、引き続き滞納している
- (9) 指定取消要件法第78条の10(2)～(5)以外により指定を取消され、5年を経過していない(組織的関与が認められない場合を除く)
- (10) 申請者と密接な関係を有する者が、法78条の10(2)～(5)以外の指定取消要件により指定を取消され、5年を経過していない(組織的関与が認められない場合を除く)
- (11) 指定取消要件法第78条の10(2)～(5)以外による取消処分の通知日から処分日等までの間に事業廃止の届出または指定の辞退を行い、5年を経過していない
- (12) (11)の期間内に、事業の廃止の届出等があった場合、(11)の処分の通知日前60日以内に役員等であり、廃止の届出等から、5年を経過していない
- (13) 申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした
- (14) 役員等のうち、次に該当する者がある
 - ①禁錮以上の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある
 - ②前記(6)～(8)、(12)または(13)に該当
 - ③第78条の10(2)～(5)以外で指定取消となった法人(または前記(11)の法人)の、処分通知日前60日以内の役員等で、取消日(または届出・辞退の日)から5年を経過していない

申請者及び法人の役員(事業所の管理者を含む。)が、法第78条の2第4項各号に該当しない者であることを書面により誓約している。

○